

九州地方整備局港湾・空港工事特記仕様書共通編

令和 7 年 6 月
国土交通省 九州地方整備局
港湾空港部

九州地方整備局港湾・空港工事特記仕様書共通編 目次

番号	適用	項 目
8-1-1		適用
		特記事項
8-1-2		コンクリートの推定強度の算定について
8-1-3		カキ殻等の除去及び処分について
8-1-4		貝殻くず等の除去及び処分について
8-1-5		石綿傷害予防法について
8-1-6		構造物管理用測量用紙の設置について
8-1-7		制限区域への立入について
8-1-8		地下埋設物について
8-1-9		低騒音型・低振動型機械の使用について
8-1-10		ISO認証取得の活用工事について
8-1-11		施工プロセス工事について
8-1-12		技術提案について
8-1-13		技術的所見について
8-1-14		配慮事項について
8-1-15		出来高部分払方式の実施について
8-1-16		低入札価格調査制度の工事コスト調査について
8-1-17		管理技術者等の配置等について
8-1-18		管理技術者等及び品質監視員の配置等について
8-1-19		監督職員等からの不適切な指示を受けたと思料される場合の対応について
8-1-20		任意着手制度対象工事の技術者の配置について
8-1-21		公表後の工事数量及び施工条件の変更について
8-1-22		契約内容の変更手続きについて
8-1-23		想定した費用の施工方法等の変更について
8-1-24		設計変更等について
8-1-25		行政情報流出防止対策の強化について
8-1-26		「休日確保評価型」試行工事について
8-1-27		「休日確保評価型(工期指定)」の試行工事について
8-1-28		「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行について
8-1-29		快適トイレの設置
8-1-30		快適な職場環境促進試行工事
8-1-31		担い手育成活動を実施した工事について
8-1-32		工事品質確保調整会議について
8-1-33		建設現場における遠隔臨場の実施について
8-1-34		無人航空機を使用する際の情報流出防止策
8-1-35		CCUS活用モデル工事
8-1-36		「諸経費検証モデル工事」について
8-1-37		港湾工事関係書類スリム化の手引きについて
8-1-38		従業員給料手当等に関する試行工事について
8-1-39		品質管理について(空港)
8-1-40		工事用道路の清掃について(空港)
8-1-41		他工事との工事工程及び施工方法の協議について(空港)
8-1-42		大阪航空局発注工事との調整について(空港)
8-1-43		GNSSの使用について(空港)
8-1-44		管理技術者等の配置等について(空港)
8-1-45		熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う試行工事について(空港)
8-1-46		工事書類簡素化の試行について(空港)
		別紙:工事書類簡素化一覧表
8-1-47		退出遅延防止対策について(空港)
8-1-48		建設機械の運搬及び日々回送について(空港)
8-1-49		埋設管路等の地下埋設物について(空港)
8-1-50		建設現場における遠隔臨場の実施について(空港)

記 載 事 項
8-1-1 適用 九州地方整備局港湾・空港工事特記仕様書共通編の適用は、各工事毎の港湾・空港工事特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に添付する別紙－1によるものとする。 （特記事項） 8-1-2 コンクリートの推定強度の算定について コンクリートの強度が材令28日より難しい場合は、推定値としての強度を確認すること。なお、推定強度の算定は、事前に監督職員に関係資料を提出し、承諾を得なければならない。 8-1-3 カキ殻等の除去及び処分について 既設コンクリート面に付着しているカキ殻等の除去及び処分が生じた場合は、監督職員と協議する。 8-1-4 貝殻くず等の除去及び処分について ケレン作業で貝殻くず等の除去及び処分が生じた場合は、監督職員と協議する。 8-1-5 石綿障害予防法について 石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着や湿潤を保つ措置を行った場合、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合、特別の教育を受注者が実施した場合、これらに要した費用について監督職員と協議しなければならない。また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合で工期の変更がある場合は、監督職員と協議しなければならない。 8-1-6 構造物管理用測量用紙の設置について 維持管理用測量用の定期観測地点として測量紙を設置するものとする。なお、設置位置については、監督職員の承諾を得るものとする。 8-1-7 制限区域への立入について 本工事において、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第29条第1項に基づき設定された制限区域に立ち入る場合、受注者は、埠頭保安管理者の指示に従って、必要な処置を講じなければならない。 8-1-8 地下埋設物について 別添図に示すとおり、本工事の施工区域及びその周辺に地下埋設された横断工作物が想定されるため、受注者は、施工に先立ち、工作物設置者に詳細を確認し、安全な施工に努めなければならない。 8-1-9 低騒音型・低振動型機械の使用について 本工事の施工にあたっては、周辺環境対策の一環として、「平成9年7月31日付 建設省告示第1536号、改正平成12年12月22日付 建設告示第2438号、改正平成13年4月9日付 国土交通省告示第487号」により定められた低騒音型・低振動型を使用するものとする。なお、低騒音型・低振動型を使用できない場合は、監督職員と協議しなければならない。 8-1-10 ISO認証取得の活用工事について JIS Q 9001 (ISO9001)に関する事項については以下によるものとする。 （1）適用 1) 当該工事は、JIS Q 9001 (ISO9001) 認証取得している受注者が希望する場合、監督業務の一部を受注者の自主的な施工管理活動を活用する等の「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を行う工事である。 なお、受注者が共同企業体の場合における「ISO9001認証取得している受注者」とは、すべての構成員がISO9001認証取得者である共同企業体をいう。 「ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱い」を希望する受注者は、工事請負契約後14日以内に、次に掲げる書類を添えて申請書を提出しなければならない。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。 ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書(初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。)の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

③ 申請に係る工事を担当する内部組織がISO9001認証取得している場合にあっては、その旨を示す書類

④ ISO9001認証の範囲が、工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請者が申請日の前年度及び前々年度(申請日の属する月が4月から7月までの場合にあっては前々年度及びその前年度)に地方整備局の所掌する港湾工事を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての請負工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に地方整備局の所掌する港湾工事成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の請負工事成績評定通知書の写し

- 2) 契約締結後、JIS Q 9001 (ISO9001) の認証の維持に関して不測の事態又は疑義が生じた場合は、直ちに監督職員に報告し、協議するものとする。
- 3) ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合は、従来の監督業務のうち、「指定材料の確認」、「工事施工状況の確認」、「出来形の確認」、「施工状況検査」については、原則として、受注者の自主的な施工管理活動を活用して実施するものとする。また、適切な時期に、監督職員が受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握するものとする。
- 4) 監督職員が、適切な時期に受注者の自主検査記録と品質システム運用状況を確認、把握した結果、不都合が多いと認められた場合は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを中止し、従前の監督業務を実施するものとする。

(2) 当該工物品質計画書の提出

ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを行う場合、受注者は、品質システム文書(マニュアル、手順書、品質計画書)のうち、当該工物品質計画書を工事着手前までに監督職員に提出するものとする。

この場合、施工計画書と当該工物品質計画書の記述内容に重複する部分がある場合は、品質計画書の記述を施工計画書に参照又は引用する構成で作成してもよい。または、当該工物品質計画書と施工計画書の双方が網羅されていれば1冊に統合した構成で作成してもよい。なお、施工計画書と当該工物品質計画書の構成については、監督職員と協議の上決定し作成するものとする。

また、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合で、かつ各組織ごとに別々に認証取得している場合には、各組織ごとに当該工物品質計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

なお、当該工事を同一企業内の複数の組織で担当する場合は、当該工物品質計画書において各組織との関係を明確に記述するものとする。特に各組織に分担された工事の進め方等について記述するものとする。

1) 受注者が甲型経常建設共同企業体の場合

甲型経常建設共同企業体については出資比率が最大の者、もしくは、出資比率が同率の場合はどちらか一方(以下「出資比率が最大の者等」という。)の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用するものとする。

ただし、工場製作等で代表企業と作業場所を異にする作業がある場合には、当該作業を行う共同企業体構成員も認証取得しているものとする。

また、甲型経常建設共同企業体については出資比率の最大の者等の品質システムを共同企業体の品質システムとして適用することを当該工物品質計画書に記述するものとする。また、当該工物品質計画書又は施工計画書には、代表者と構成員の関係を記述するものとする。

2) 受注者が乙型経常建設共同企業体の場合

乙型経常建設共同企業体は、各構成員の当該工事品質計画書を監督職員に提出するものとする。

また、乙型経常建設共同企業体の代表者を含む各構成員は、当該工事品質計画書又は施工計画書に各構成員に分担された工事進め方、責任の分担などについて、当該工事品質計画書又は施工計画書に記述するものとする。

(3) 検査時の提出書類

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、監督業務のうち、受注者の品質システムに基づき作成する、品質管理及び出来形管理に関する書類については、必要事項が網羅されている場合に限り、監督職員が承諾の上、指定様式等によらず受注者の自主検査記録等の様式により提出しても良いものとする。

(4) 内部品質監査の実施

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、以下に定める事項に基づき、内部品質監査を実施するものとする。

1) 内部品質監査員の資格基準

内部品質監査における監査チームのリーダーは、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士等の資格を有すると共に、(公財)日本適合性認定協会(JAB)の認定を受けている審査員養成機関が実施する内部品質監査員養成セミナー(研修)またはそれと同等の研修を終了し、その後、現場作業所を対象に監査チームのリーダーを経験した者とする。

2) 実施時期

内部品質監査は、施工途中及び工事完了前に実施する。なお、施工途中においては、6ヶ月を越えない間隔で実施する。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、当該工事で実際に内部品質監査を行う監査チームリーダーの氏名、経歴、経験及び具体的な監査実施時期を記述するものとする。

(5) 検査・測定及び試験の担当者と承認者の明確化

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を定めるものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書又は施工計画書に、設計図書に基づいて実施される検査・測定及び試験の担当者、承認者を記述するものとする。

(6) 検査・測定装置及び試験装置の管理

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、検査・測定装置の管理担当者を定めて、校正、使用前点検等を実施し、適切に管理するものとする。また、検査・測定装置及び試験装置の管理の記録に関し、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする検査・測定装置及び試験装置の名称、管理担当者、承認者及び管理方法を記述するものとする。対象となる検査・測定装置とは、その結果が目視等では確認できず数字のみでしか管理できないものとする。

(7) トレーサビリティの確保

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において、必要とする材料について、工事完了後に、使用場所、時期、品質が確認できるよう、管理を行うものとする。トレーサビリティの管理の記録に関して、監督職員が提示又は写しの提供を求めた場合は、受注者はこれに従うものとする。

なお、受注者は、当該工事品質計画書及び施工計画書に、必要とする材料について管理項目、管理方法を具体的に記述するものとする。

(8) 品質記録

ISO9001認証取得を活用した監督業務等を行う場合、受注者は、当該工事において作成した品質記録に関し、監督職員が提示又は写しの提出を求めた場合は、これに従うものとする。

8-1-11 施工プロセス試行工事について

本工事は、施工プロセスを通じた検査の対象工事であり、実施にあたっては、「施工プロセスを通じた検査方式試行実施要領」に基づき行うものとする。

8-1-12 技術提案について

入札時に提案した技術提案により、落札した受注者については、以下の特記事項の対象とする。

(1) 技術提案履行計画書

受注者は、入札時に提案した技術提案のうち、競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案については、技術提案履行計画書を作成し、施工しなければならない。また、受注者は、履行確認方法を監督職員と協議し、併せて技術提案履行計画書に記載のうえ、監督職員に提出しなければならない。

(2) 技術提案履行計画書の変更

予期することができない特別な状態または発注者の事情による設計条件の変更が生じたことにより、技術提案に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。なお、協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) 技術提案の保護

技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

(4) 責任の所在

発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において技術提案範囲に係る部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

(5) その他

技術提案に基づく請負代金額の変更は、行わないものとする。

8-1-13 技術的所見について

入札時に提案した技術的所見により、落札した受注者については、以下の特記事項の対象とする。

(1) 技術的所見履行計画書

受注者は、入札時に提案した技術的所見のうち、競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術的所見については、技術的所見履行計画書を作成し、施工しなければならない。また、受注者は、履行確認方法を監督職員と協議し、併せて技術的所見履行計画書に記載のうえ、監督職員に提出しなければならない。

(2) 技術的所見履行計画書の変更

予期することができない特別な状態または発注者の事情による設計条件の変更が生じたことにより、技術的所見に基づく施工ができない場合は、発注者と協議するものとする。なお、協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術的所見履行計画書の変更を行い、監督職員に提出するものとする。

(3) 技術的所見の保護

技術的所見については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものはこの限りでない。

(4) 責任の所在

発注者が技術的所見を適正と認めることにより、設計図書において技術的所見範囲に係る部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

(5) その他

技術的所見に基づく請負代金額の変更は、行わないものとする。

8-1-14 配慮事項について

入札時に提案した配慮事項により、落札した受注者については、以下の特記事項の対象とする。

(1) 配慮事項の履行

受注者は、入札時に提案した配慮事項の内容を施工計画書に記載のうえ、監督職員に提出しなければならない。

(2) その他

配慮事項に基づく請負代金額の変更は、行わないものとする。

8-1-15 出来高部分払方式の実施について

本工事は、出来高に応じた部分払いを選択できる出来高部分払方式の対象工事であり、受注者が「出来高部分払方式」を選択した場合、本工事は出来高部分払は、「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

8-1-16 低入札価格調査制度の工事コスト調査について

低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合においては、受注者は「共通仕様書」に記載されたものの他、追加として下記の調査に協力しなければならない。

(1) 受注者は、下請負者の協力を得て下記の調査票を作成し、工事完了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、調査票等については、別途監督職員から指示する。

(2) 受注者は、提出された調査票等について、その内容のヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。

(3) 提出された調査票は、九州地方整備局港湾空港部及び事務所のホームページにより公表する。

資料名	内 訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表-1	積算内訳書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-2	積算内訳書に対する明細書の発注者と受注者における当初と実績の比較表
比較表-3	受注者の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表-4	受注者の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表-5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表-6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表-7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表-8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	受注者、下請負者の工事費内訳

8-1-17 管理技術者等の配置について

(1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置する。

(2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は、後日通知する。

(3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

8-1-18 管理技術者等及び品質監視員の配置等について

(1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等及び施工プロセスを通じて施工の監視を行う品質監視員等を配置等する。

(2) 本工事を担当する管理技術者等及び品質監視員の氏名は、後日通知する。

(3) 管理技術者等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。

- (4) 品質監視員が現場に臨場する場合は、その業務に協力しなければならない。また、工事目的物の品質確保の観点から、本工事の施工方法に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。なお、品質監視員は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではない。

8-1-19 監督職員等からの不適切な指示を受けたと史料される場合の対応について

- (1) 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと史料される時は、当該監督職員を経由せずに、副局長(事務所長)[※]へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。
※本官契約の場合は副局長、分任官契約の場合は事務所長とする。

8-1-20 任意着手制度対象工事の技術者の配置について

主任技術者又は監理技術者(以下、「監理技術者等」という。)の配置及び専任については以下によるものとする。

- (1) 契約締結日から工事開始日までの期間については、監理技術者等の工事現場への配置を要しない。
- (2) 工事開始日から工期末日までの期間については、監理技術者等を工事現場へ専任で配置することを基本とする。
- (3) 工事完成後、工事完成検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合は除く)、事務手続き、後片付け等のみが工期末日まで残っている期間については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない。なお、工期末日の翌日以降に工事完成検査を行う場合の専任期間は、工期末日までとする。
- (4) 早期に工事完成検査後の事務手続き、後片付け等について完了したことが確認できた場合、工期末日まで残っている期間については、監理技術者等の工事現場への配置を要しない。
- (5) 届けられた工事開始日によって当局が想定した積算条件に変更が生じても、設計変更は行わないものとする。

8-1-21 公表後の工事数量及び施工条件の変更について

- (1) 設計図書公表後に工事数量及び施工条件に変更が生じた場合は、契約変更を行うものとする。

8-1-22 契約内容の変更手続きについて

- (1) 本工事における設計変更や契約変更を適正に行うため、協議及び指示を徹底するとともに、協議書及び指示書等があるものを契約変更の対象とする。

8-1-23 想定した費用の施工方法等の変更について

- (1) 施工方法を想定し費用を算定している工種について、契約締結後に判明した現場状況等により、施工方法等が変更となる時は、監督職員と協議し、その費用を変更する場合がある。なお、これに伴う変更契約は工期末日までに行うものとする。

8-1-24 設計変更等について

- (1) 設計変更等については、工事請負契約書第18条から第24条及び港湾工事共通仕様書本編1-1-16から1-1-18などに記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「契約変更事務ガイドライン」(国土交通省港湾局)を参考とするものとする。

8-1-25 行政情報流出防止対策の強化について

- (1) 受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。
- (2) 受注者は、施工計画書等のその他に情報セキュリティに関する対策について記載すること。
受注者は、監督職員より特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合は、提示しなければならない。
- (3) 受注者は、工事等の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。

(4) 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

- 1) 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

- 1) 受注者は、発注者の許可無く工事等の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員(以下「社員等」という。)に対し、行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受注者は、下請負業者に対し、本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

- 1) 受注者は、本工事等の履行に関し、発注者から提供を受けた行政情報(発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。)については、本工事等の工事完了後又は本工事の途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。なお、本工事の実施において付加、変更及び作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。
- 2) 受注者は、次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ) 工事等で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ) 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策
 - ハ) 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

- 1) 受注者は、本工事等の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。
 - イ) 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
 - ロ) セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
 - ハ) セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
 - ニ) セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
 - ホ) 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受注者は、本工事等の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
- 2) 1)の場合においては、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

(5) 受注者は、施工計画書等及び情報流出防止対策に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、監督職員に報告しなければならない。

8-1-26 「休日確保評価型」試行工事について

- (1) 当初より4週8休以上の達成を前提とし、労務単価、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上しているが、休日確保の達成状況により、4週8休に満たなかった場合には、契約変更を行うものとする。

8-1-27 「休日確保評価型(工期指定)」の試行工事について

- (1) 本工事は、様々な事情により工期延伸が不可能又は困難な工事において、休日の確保が困難となる場合に、工期延伸を行わずに施工方法の変更による工期短縮や工事に関係する技術者・技能者等の交替制導入を行う工事である。
- (2) 受注者は、本試行による対策の必要がある場合は、工事品質確保調整会議の場で発注者と調整・協議を行い、取り組み内容を決定するものとし、必要な経費について契約変更の対象とする。
- (3) 当初より4週8休以上の達成を前提とし、労務単価、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上しているが、休日確保の達成状況により、4週8休に満たなかった場合には、補正係数を乗じた費用について減額するものとする。
- (4) 本試行による対策を講じた結果、4週8休を確保した場合には、労務単価に補正係数を乗じた費用を計上するものとし、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用について減額するものとする。
- (5) 本試行による対策を講じた結果、休日が達成できなかった場合において、対策に要した費用の減額は行わない。
- (6) 本試行による取り組み対策を行わずに工事を完了し、4週8休を確保した場合には、労務単価、共通仮設費率および現場管理費率に補正係数を乗じた費用を計上する。

8-1-28 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の試行について

- (1) 本工事は、港湾建設業等における労務賃金改善に関する取り組みを促進するため、「労務費見積り尊重宣言」を行い、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書の提出を求める取り組みを実施する企業に対して、工事成績評価において加点評価等を行う、「労務費見積り尊重宣言」促進を試行するモデル工事である。
- (2) 受注者は、入札公告時に競争参加資格確認申請書等に本試行に取り組むために必要な資料を提出した場合においては、下請企業への見積り依頼に際して労務費(労務賃金)を内訳明示した見積書等の提出を求めることとする。
なお、労務費(労務賃金)の内訳明示にあたっては「技能者種別」「工種別」「総額」のいずれの記載でもよいこととし、見積書の別紙として明示されているものでもよいこととする。
- (3) 本試行においては、発注者は工事品質確保調整会議において元請企業と下請企業間の見積書に労務費(労務賃金)が適正な単価で内訳明示されているかを確認するとともに、労務費(労務賃金)の設計変更分も加味されているかなどを確認する。なお、工事品質確保調整会議で下請企業に契約の実施状況をヒアリングするものとする。
- (4) 本試行においては、工事完成検査時において下記①・②の両方を満足する場合に加点する。
 - ① 「労務費見積り尊重宣言」を公表した事実を確認できること
 - ② 上記(3)の工事品質確保調整会議事録と見積書に加えて注文書において労務費(労務賃金)が内訳明示され、適正な価格が明示されている。
- (5) 本試行においては、評価条件を満たさない場合においても、工事成績評価の減点は行わない。

8-1-29 快適トイレの設置

(1) 内容

受注者は、現場に以下の1)～11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。12)～17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める標準仕様】

- 1) 洋式便座 器
- 2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)
- 3) 臭い逆流防止機能
- 4) 容易に開かない施錠機能
- 5) 照明設備
- 6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重5kg以上とする)

【付属品として備えるもの】

- 7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- 8) 入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- 9) サニタリーボックス(女性専用トイレに限る)
- 10) 鏡と手洗器
- 11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- 12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)
- 13) 擬音装置(機能を含む)
- 14) 着替え台
- 15) 臭気対策機能の多重化
- 16) 室内温度の調整が可能な設備
- 17) 小物置き場等(トイレトペーパー予備置き場等)
- (2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員の承諾を得ることとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】1)～6)及び【付属品として備えるもの】7)～11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事(施工箇所)※までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、2基/工事(施工箇所)※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所設計上できるものとする。

- (3) 快適トイレの設置が困難な場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

8-1-30 快適な職場環境促進試行工事

- (1) 快適な職場環境を促進試行工事とは、工事現場において以下のいずれかの職場環境を整備した工事である。

・休憩室と独立して設置された喫煙室、施錠可能なロッカー、化粧台、シャワー室

- (2) 受注者は、実施状況を監督職員へ提出するものとする。

8-1-31 担い手育成活動を実施した工事

- (1) 担い手育成活動を実施した工事とは、土木業界に関係の有無に関わらず子供から大学生等までの若手に対し、受注者が現場視察・実習、講習会等(注)を開催し、建設業への関心の喚起や、作業船による施工、操船等の建設技術の習得の機会を提供した工事である。

(注)受注者(下請を含む)の職員を対象としたものや、単に受注者(下請を含む)への就職を目的としたものは対象外。

- (2) 受注者は、担い手育成活動を行う場合、事前に現場視察・実習、講習会等の目的、参加者、開催状況、効果等を記載した計画書を監督職員に提出するものとする。また、開催後に開催状況の実績を記載した書面を監督職員に提出するものとする。

8-1-32 工事品質確保調整会議について

(1) 工事品質確保調整会議について

工事品質確保調整会議(以下「調整会議」という。)は港湾工事共通仕様書に定める工事品質確保調整会議実施要領に基づき実施するものとする。

(2) 調整会議の構成

構成員は以下のメンバー(以下「関係者」という。)を標準とし、調整会議の開催内容に応じて、適宜変更し開催する。

1) 発注者: 副所長以上、工務課長、工務課長、発注・契約担当課長(積算・契約担当)

工事監督担当者(総括監督員、主任監督員、監督員)

設計担当者

発注者支援業務の担当技術者

地方整備局及び技術調査事務所の関係者

2) 受注者: 元請代表者、現場代理人、監理技術者、主任技術者、経理担当者等、

専門の工事事業者

3) 下請負者: 下請負代表者、下請負者(事務担当者)

4) 設計者: 設計業務を担当した管理技術者等

開催内容に応じた参加者の基本組み合わせ

開催内容	開催時期	参加者				開催の有無
		発注者	受注者	下請負者	設計者	
設計確認	工事着手前	○	○		○	必要に応じ
工程確認	工事着手前	○	○	※○		必須
施工確認	工事着手前	○	○	※○		必須
設計変更	工事着手前	○	○	※○		必須
下請負者への確認	工事着工前	○	○	○		必要に応じ
	工事完了時	○	○	※○		必要に応じ

①「※」は、会議内容に応じて、参加者を適宜変更し開催する。

②開催内容により、上記を組み合わせでの同時開催を可能とする。

(3) 資料の作成

調整会議に必要な資料は、発注者及び受注者がそれぞれ説明に必要な資料を各自作成することとし、受注者の資料作成に係る費用は計上しないものとする。

8-1-33 建設現場における遠隔臨場の実施について

(1) 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「施工状況検査等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。

(2) 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。受注者は適用する工種、確認項目に関する協議資料作成にあたり、『港湾の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』別表1～3を参考とする。

(3) 実施内容

1) 施工状況検査・材料検査、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を行うものである。

2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、遠隔臨場にかかる費用は当初計上していないため、監督職員との協議により設計変更の対象とする。

6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和4年5月26日(国不建第79号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

8-1-34 無人航空機を使用する際の情報流出防止策

(1) 本工事において、無人航空機を使用する場合には、以下に掲げるような情報流出防止策を講じること。ただし、本工事が、「政府機関等における無人航空機の調達等に関する方針について」(令和2年9月14日、関係省庁申合せ)に示す重要業務に該当しないことが明らかであって、工事の性質に応じて当該策を講じることが困難な場合、監督職員と協議の上、可能な限りの策を講じた上で、当該策を講じないことができるものとする。

1) インターネットへの接続については、ソフトウェアアップデート等に必要な最小限度とし、飛行中は接続しない。

2) インターネットに接続する場合も、データが流出しないよう、撮影動画等のクラウドへの保存機能を停止する、機体内部や外部電磁的記録媒体に保存されている飛行記録データや撮影動画等を飛行終了後、確実に消去するなどの措置を講じる。

(2) 前項の情報流出防止策によって工事の実施等に支障が生じる恐れがある場合は、監督職員と協議すること。

8-1-35 CCUS活用モデル工事

(1) 本工事は、CCUSの普及促進を図るため、CCUSに本工事の建設現場に係る情報等を登録している事業者の比率等について目標を設定し、その達成状況に応じた工事成績評価を実施する試行工事である。

(2) 受注者は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。

- (3) 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
- ・下請企業：建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
 - ・技能者：下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
 - ・CCUS登録事業者：下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
 - ・CCUS登録技能者：技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
 - ・計測日：工事の始期から半年を初回とし、以降3か月に1回の頻度で計測した日をいう。
 - ・登録事業者率：計測日における「CCUS登録事業者の数／下請企業の数」
 - 「下請企業の数」は、計測日に施工体系図に登録されている下請企業の数とする。
 - なお、計測日での現場での稼働・未稼働は関係なく、下請企業の全体数とする。
 - ・登録技能者率：計測日における「CCUS登録技能者の数／技能者の数」
 - 「技能者の数」は、計測日に施工体系図に登録されている技能者の数とする。
 - なお、計測日での現場での稼働・未稼働は関係なく、下請け技能者の全体数とする。
 - ・就業履歴蓄積率：計測日までの期間における「建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の延べ数／工事現場へ入場した技能者の延べ数」
 - ・平均登録事業者率：計測日において計測された登録事業者率の平均値
 - ・平均登録技能者率：計測日において計測された登録技能者率の平均値
 - ・平均就業履歴蓄積率：計測日において計測された就業履歴蓄積率の平均値
- (4) 受注者は、登録事業者率、登録技能者率及び就業履歴蓄積率について、発注者に報告する。具体的な計測日は、受発注者の協議の上で決定するものとする。なお、工期が半年に満たない工事は、工事の始期から3ヶ月後を初回とし、以降3ヶ月に1回の頻度で設定するものとする。また計測は最低2回以上、計測する。
- (5) 受注者が、本工事期間中において、平均登録事業者率90%以上、平均登録技能者率80%以上及び平均就業履歴蓄積率50%以上（以下「目標基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において1点加点を行う。また、受注者が、目標基準を全て達成し、かつ、平均登録技能者率90%以上を達成した場合は、発注者は、審査項目「5. 創意工夫」の「その他」において更に1点加点を行う。
- (6) 本モデル工事に関する費用は、「建設キャリアアップシステム活用モデル工事实施要領」の「4. CCUSモデル工事の積算について」に基づき監督職員と協議し、費用の計上を行うものとし、これに伴う契約変更は工期末日までにを行うものとする。

8-1-36 「諸経費検証モデル工事」について

- (1) 本工事は、港湾建設業等における取引事業者全体での付加価値の向上や適正な転嫁を進める環境整備を促進し、港湾建設業等における海洋土木工の担い手を確保するため、受注者（元請企業）及び下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言」を行い、受注者が下請企業への見積り依頼に際して、労務単価、船舶および機械器具等の損料単価、共通仮設費の内訳、現場管理費の内訳、一般管理費等（以下、労務単価等）を明示した見積書等の提出を求める取組を実施する企業に対して、現場管理費率を割増し、下請企業への波及効果を検証する「諸経費検証モデル」の試行工事である。実施にあたっては、「諸経費検証モデル工事」実施要領に基づき行うものとする。

(2) 工事着手時

- ① 受注者は、入札公告時に競争参加資格確認申請書等に本試行に取り組むために必要な資料を提出した場合においては、下請企業への見積り依頼に際して労務単価等を明示した見積書等(当初)の提出を求めることとする。なお、労務単価等の明示にあたっては、見積書等(当初)の別紙として明示されているものでも良い。
- ② 本試行に取り組む場合は、工事品質確保調整会議(工事着手時)を開催するものとする。
- ③ 工事品質確保調整会議の開催に先立ち、受注者は、受注者と下請企業(工事品質確保調整会議の開催時点、末端企業を除く)の宣言書及び受注者と下請企業との間で交わされた見積書等(当初)を提出するものとする。末端の下請企業については、宣言書の提出は必要ないが、上位の下請企業を通じて、本試行への参加の意思を確認するものとする。見積書等(当初)の提出は、受注者と1次下請企業間の見積書等(当初)を必須とし、2次下請企業以降は任意とするが、同様の見積書等(当初)の作成を推奨するものとする。
- ④ 工事品質確保調整会議において、監督職員は提出された宣言書及び見積書等(当初)に労務単価等が適正な価格で明示されているかを確認し、下請企業に契約の実施内容をヒアリングするものとする。

(3) 最終契約変更前

- ① 受注者は、下請企業への見積り依頼に際して労務単価等を明示した見積書等(最新)の提出を求めることとする。なお、労務単価等の明示にあたっては、見積書等(最新)の別紙として明示されているものでも良い。
- ② 本試行に取り組む場合は、工事品質確保調整会議(最終契約変更前)を開催するものとする。
- ③ 工事品質確保調整会議の開催に先立ち、受注者は、受注者と全ての下請企業(末端企業を除く)の宣言書及び受注者と下請企業との間で交わされた見積書等(最新)を提出するものとする。末端の下請企業については、宣言書の提出は必要ないが、上位の下請企業を通じて、本試行への参加の意思を確認するものとする。見積書等(最新)の提出は、受注者と1次下請企業間の見積書等(最新)を必須とし、2次下請企業以降は任意とするが、同様の見積書等(最新)の作成を推奨するものとする。また、受注者は、割増となる予定の現場管理費が下請企業の一般管理費等に反映されているかを提示するものとする。
- ④ 工事品質確保調整会議において、監督職員は提出された宣言書及び見積書等(最新)に労務単価等が適正な価格で明示されているかを確認し、下請企業に契約の実施内容をヒアリングするものとする。

(4) 本試行においては、工事品質確保調整会議(最終契約変更前)において下記①～③の全てを満足する場合に現場管理費率の割増となる費用を契約変更の対象とする。

- ① 受注者及び全ての下請企業が「港湾工事パートナーシップ強化宣言書」を提出していること。ただし、末端の下請企業は除く。
- ② 見積書等(最新)において労務単価等が適正な価格で明示されていること。
- ③ 割増となる予定の現場管理費率の費用が下請企業の一般管理費等に反映されること。

(5) 本試行においては、上記(2)から(4)の履行確認をもって割増を考慮した現場管理費率を適用し契約変更を行うが、履行確認ができなかった場合は割増を考慮した現場管理費率を適用した契約変更は行わない。

(6) 本試行において疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8-1-37 港湾工事関係書類スリム化の手引きについて

本工事は港湾工事関係書類スリム化の手引きを活用して、工事関係書類を必要最小限に簡素化に取り組む対象工事である。なお、アンケート調査があった場合には、協力すること。

リンク先: <https://www.mlit.go.jp/kowan/content/001738512.pdf>

8-1-38 従業員給料手当等に関する試行工事について

- 1) 本工事は、令和6年度からの時間外労働上限規制を遵守するために現場作業および内業ともに更なる社内外からの支援が必要となることが想定されることから、次に示す項目（以下「実績変更対象費」という。）について、港湾請負工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難となった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。
 - ① 技術管理費（出来形管理のための測量等に要する費用のうち、「出来形管理のための測量、図面作成、写真管理に要する費用」）
 - ② 従業員給料手当
 - ③ 法定福利費（現場従業員および現場労務者に関する雇用保険料、健康保険料および厚生年金保険料の法定の事業主負担額）
 なお、①～③は元請会社および下請会社を対象とする。ただし、本店および支店で経理される費用は対象外とする。
- 2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は当該工事の設計図書に基づき、共通仮設費および現場管理費に対する実績変更対象費の割合を工事費構成書（様式－1）にて提示する。
- 3) 最終変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する場合は、実績変更対象費に関する実施報告書（様式－2）および実績変更対象費について実際に支払った証明書類等（出面表、賃金台帳など。なお、請負代金額の変更時点で支払い実績がない従業員給料手当等の取り扱いについては監督職員と協議の上決定するものとする）を監督職員に提出し、変更内容について協議するものとする。
- 4) 受注者の責による工事工程の遅れ等受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、請負代金額の変更の対象としない。
- 5) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する場合、精算対象とする項目について、港湾請負工事積算基準に基づき算出した額に対して、実績変更対象費に関する実施報告書（様式－2）に記載された同項目の金額が上回った分の金額を追加計上する。なお、精算にあたっては、証明書類により支出実績の確認を行うものとするが、全ての証明書類の提出がない場合は、提出のあった証明書類において支出実績が確認された内容（請負代金額の変更時点で支払い実績がない従業員給料手当等の取り扱いについては監督職員と協議の上決定するものとする）についてのみ金額の変更を行うものとする。また、技術提案の履行に係る支出実績は請負代金額の変更の対象外とする。
- 6) 受注者から提出された書類に虚偽の申告があった場合については、法的措置および指名停止等の措置を行う場合がある。
- 7) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

8-1-39 品質管理について

アスファルト舗装（コンクリート舗装）の品質管理について下記追加項目を実施する。

実 施 時 期	管 理 項 目	管 理 方 法
舗設材製作時	骨材品質管理	納入時品質証明書
	骨材搬入前ストック場所の確認	写真管理・チェックリスト
	骨材ストック状況確認	写真管理・チェックリスト
舗設材積込・運搬時	ダンプトラック荷台の確認	写真管理・チェックリスト
舗設時	舗設前路盤状況	写真管理・チェックリスト
	使用機械の整備状況	写真管理・チェックリスト
	型枠資材の管理状況	写真管理・チェックリスト
	工具等搬入資材の管理状況	写真管理・チェックリスト
舗設完了時	仕上時における異物確認	写真管理・チェックリスト

なお、詳細においては監督職員と協議の上決定するものとする。

8-1-40 工事用道路の清掃について

空港内の工事用道路は監督職員の指示する路線とし、工事に伴う路面の汚れについては速やかに清掃しなければならない。

- 8-1-41 他工事との工事工程及び施工方法の協議について
本工事の施工にあたっては他工事と密接な関係があることより、工事工程及び施工方法については監督職員と緊密に協議し、その指示に従わなければならない。
- 8-1-42 大阪航空局発注工事との調整について
本工事の施工にあたっては、大阪航空局発注の空港灯火等電気施設工事と同時施工となるので、受注者間にて調整のうえ施工しなければならない。
- 8-1-43 GNSSの使用について
本工事において、GNSSを使用する場合は、当該契約工事等の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を監督職員に提出し承諾を得なければならない。
- 8-1-44 管理技術者等の配置等について
(1) 本工事は、監督職員の他に監督職員の補助業務を行う管理技術者等を配置等する。
(2) 本工事を担当する管理技術者等の氏名は後日通知する。
(3) 管理技術等が監督職員に代わり現場で立会等の臨場をする場合には、その業務に協力しなければならない。また、関係書類の提出に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- 夜間工事中、工事に起因する事故等が発生した場合、速やかに監督職員へ現況及び対応策等を報告しなければならない。また、監督職員より指示を受けた管理技術者等から応急対応を求められた場合には、監督職員の指示であることを確認した上で、これに対応しなければならない。
- ただし、管理技術者等は、工事請負契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。
- 8-1-45 「熱中症対策に資する現場管理費の補正を行う」試行工事について
(1) 気温については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温及び環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。なお、昼間工事と夜間工事を同時期に実施している場合は昼間作業時間帯、夜間工事のみを実施している場合は夜間作業時間帯の気温及びWBGTデータを用いることとする。
(2) 真夏日の実績により、監督職員と協議のうえ契約変更を行うものとする。
- 8-1-46 工事書類簡素化の試行について
(1) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す試行内容に基づき、工事関係書類を作成し、提出するものとする。
(2) 受注者は、別添『工事書類簡素化試行一覧表』に示す以外の内容について、監督職員が追加する内容について、監督職員と協議のうえ試行対象とすることが出来るものとする。
(3) 受注者は、工事書類簡素化の試行に関する効果、課題を把握するため、削減効果を定量的および定性的に整理のうえ報告すると共に、アンケート等のフォローアップ調査等の実施に関する指示がある場合には、これに協力しなければならない。
- 8-1-47 退出遅延防止対策について(空港)
本工事における使用機械について、施工時間内に予期せぬ故障等に備えた退出遅延防止対策を講じるものとし、定められた退出時間までに制限区域内から退出すること。
なお、退出遅延防止対策を講じることにより生じた対策費用については、監督職員と協議するものとする。
- 8-1-48 建設機械の運搬及び日々回送について(空港)
本工事において建設機械の所在状況(建設機械が工事場所と異なる都道府県に所在している状況等)や建設現場及び建設機械置場の状況により、共通仮設費の積み上げ計上を必要とする費用については、監督職員と協議するものとする。

8-1-49 埋設管路等の地下埋設物について(空港)

本工事において航空保安施設、その他施工区域内の埋設管路等について、受注者は施工中の事故等を未然に防ぐため、試掘等調査を実施し埋設位置を把握しなければならない。

なお、調査範囲及び調査方法、調査費用については監督職員と協議するものとする。

8-1-50 建設現場における遠隔臨場の実施について(空港)

(1) 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「施工状況検査等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『空港土木工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)』の内容に従い実施する。

(2) 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件により遠隔臨場の適用性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

(3) 実施内容

1) 施工状況検査・材料検査、立会での確認

受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「施工状況検査」、「材料検査」と「立会」を行うものである。

2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)やWeb会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。なお、遠隔臨場にかかる費用は当初計上していないため、監督職員との協議により設計変更の対象とする。

6) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和4年5月26日(国不建第79号)』等に従い、監督処分を実施する場合がある。